

# 和歌山県 経営支援資金 新型コロナウイルス感染症対応枠

## 制度概要

和歌山県は、県中小企業融資制度に **3年間無利子・無担保・据置期間最大5年融資枠** を設けました。

信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）についても **保証料が半額又はゼロ** になります。

## 対象要件

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証※1のいずれかの認定を受けた中小企業者**

※1 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。  
○セーフティネット4号 20%以上減少  
○セーフティネット5号 5%以上減少  
○危機関連保証 15%以上減少

## 無利子・保証料減免の要件

以下の要件を満たせば、無利子、保証料の減免※2を行います。

	売上高5%以上減少	売上高15%以上減少
個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

※2 保証料は全期間、金利は当初3年間が対象  
条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

## その他の融資条件

令和3年2月1日より、融資上限を**4,000万円**から**6,000万円**に引き上げました。

- 融資上限：**6,000万円**
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：SN4号・危機関連 1.2%以内 SN5号 1.4%以内
- 保証料率：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乘せ）
- 取扱期間：R3.3.31保証申込受付かつR3.5.31融資実行分まで（※R3予算の成立が前提）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。